

一般社団法人東北建設マネジメント技術協会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人東北建設マネジメント技術協会と称する。

(主たる事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を仙台市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、建設マネジメント技術の研鑽・振興及び人材育成を推進し、もって東北地域における安心・安全と活力に満ちた地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 調査・研究に関する事業
- 二 研修会・講習会の開催等に関する事業
- 三 広報等及びその支援に関する事業
- 四 その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 社員及び会員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置き、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法」という。）上の社員とする。

- 一 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- 二 賛助会員 この法人の事業に賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第6条 この法人の正会員として入会しようとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。

2 この法人の賛助会員として入会しようとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、その許可を得なければならない。

(任意退会)

第7条 会員は、この法人の所定の退会届を提出することにより、任意でいつでも退会することができる。

(除名)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- 一 この定款その他規則に違反したとき。
- 二 この法人の名誉を毀損し、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。
- 三 その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第9条 前2条のほか、会員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 一 総正会員が同意したとき。
- 二 当該会員が死亡又は解散もしくは破産したとき。

第4章 社員総会

(構成)

第10条 社員総会は、正会員をもって構成する。

(開催)

第11条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3か月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。なお、社員総会は正会員総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(招集)

第12条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができ

る。

- 3 代表理事は、前項の規定による請求があったときは、4週間以内に社員総会を招集しなければならない。
- 4 社員総会を招集するときは、会場の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって開会日の2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第13条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決権)

第14条 社員総会における議決権は1正会員につき1個とする。

(決議)

第15条 社員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定に関わらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - 一 会員の除名
 - 二 定款の変更
 - 三 解散
 - 四 その他法令で定められた事項

- 3 社員総会に出席することのできない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決権を行使し、又は正会員を代理として議決権の行使を委任することができる。ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(議事録)

第16条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 前項の議事録には、議長及び社員総会において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名する。

第5章 役員

(役員の設置)

第17条 この法人に、次の役員を置く。

- 一 理事 3名以上
 - 二 監事 1名以上
- 2 理事のうち1名を代表理事とし、業務執行理事を1名置く。

(役員の選任)

第18条 理事及び監事は、社員総会において、総正会員の議決権の3分の1以上を有する正会員が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

- 2 代表理事、業務執行理事は理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事はこの法人又は子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族（これらの者に準ずる者として当該理事と政令で定める特別の関係がある者を含む。）である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第19条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 業務執行理事は、理事会において別に定めるところによりこの法人の業務を分担執行する。
- 4 代表理事、業務執行理事は毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(監事の職務及び権限)

第20条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(理事及び監事の任期)

第21条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存任期と同一とする。
- 3 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(役員の解任)

第22条 理事及び監事は社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第23条 役員報酬は無報酬とする。ただし、常勤役員に対しては、社員総会において定める総額の範囲内において、報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

第24条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第25条 理事会は、次の職務を行う。

- 一 この法人の業務執行の決定
- 二 理事の職務の執行の監督
- 三 代表理事、業務執行理事の選定及び解職

(開催)

第26条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。なお、理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することはできない。

- 2 通常理事会は、毎年2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次に掲げる場合に開催する。
 - 一 代表理事が必要と認めたとき。
 - 二 代表理事以外の理事から、会議の目的である事項及び招集の理由を示して招集の請求があつたとき

(招集)

第27条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは各理事が理事会を招集する。

(議長)

第28条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし代表理事が欠けたときは、あらかじめ理事会で決めた順位により、他の理事がこれに代わるものとする。

(決議)

第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定に関わらず、一般法第96条の要件を満たしたときは理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名捺印又は署名する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第31条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第32条 この法人の事業計画書、収支予算書については、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第33条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、次の書類を作成し、定時社員総会の承認を受けなければならない。

一 事業報告

二 事業報告の附属証明書

三 貸借対照表

四 損益計算書（正味財産増減計算書）

五 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、役員の名簿を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び正会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金)

第34条 この法人は、剰余金の分配を行う事ができない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第35条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議を得て変更することができる。

(解散)

第36条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第37条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 事務局

(設置等)

第38条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て代表理事が別に定める。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第39条 この法人の公告は、主たる事業所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 雜 則

(顧問)

第40条 本法人は、任意の機関として、顧問を置くことができる。

2 顧問は、次の職務を行う。

一 代表理事の相談に応じること。

- 二 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。
- 3 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。
- 4 顧問に対して、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(委任)

第41条 この定款に定めるもののほか、本法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て代表理事が別に定める。

附 則

1 この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から平成31年3月31日までとする。

2 この法人の設立時の役員は、次のとおりとする。

設立時代表理事 秋葉 敬治

設立時理事 秋葉 敬治

同 上 大和 恒哉

同 上 森井 淳司

同 上 小林 和雄

同 上 畑山 春夫

同 上 能勢 一生

同 上 伊達 多聞

設立時監事 大嶋 武志

3 この法人の設立時社員は、次のとおりとする。

設立時社員

一 住所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目5番22号宮城県管工事会館4階

氏名 中野建設コンサルタント株式会社

二 住所 宮城県仙台市青葉区八幡一丁目4番16号

氏名 みちのくコンサルタント株式会社

三 住所 宮城県名取市杜せきのした一丁目2番地の7

氏名 株式会社東建工営

四 住所 岩手県花巻市中根子字堂前4番地1

氏名 新日本工営株式会社

五 住所 宮城県大崎市古川穂波四丁目11番1号

氏名 株式会社エフワーカ

六 住所 宮城県仙台市青葉区一番町四丁目1番7号

氏名 ジェイエイシーエンジニアリング株式会社

七 住所 大阪府泉南市りんくう南浜3番地2

氏名 日本振興株式会社

八 住所 宮城県仙台市青葉区八幡一丁目 4 番 16 号
氏名 株式会社パスク

以上、一般社団法人東北建設マネジメント技術協会を設立するため、設立時社員中野建設コンサルタント株式会社ほか 7 名の定款作成代理人である司法書士立花宏は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

平成 30 年 11 月 1 日

設立時社員 住所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目 5 番 22 号宮城県管工事会館 4 階
氏名 中野建設コンサルタント株式会社
代表取締役 秋葉 敬治

設立時社員 住所 宮城県仙台市青葉区八幡一丁目 4 番 16 号
氏名 みちのくコンサルタント株式会社
代表取締役 大和 恒哉

設立時社員 住所 宮城県名取市杜せきのした一丁目 2 番地の 7
氏名 株式会社東建工営
代表取締役 森井 希一

設立時社員 住所 岩手県花巻市中根子字堂前 4 番地 1
氏名 新日本工営株式会社
代表取締役 小林 和雄

設立時社員 住所 宮城県大崎市古川穂波四丁目 11 番 1 号
氏名 株式会社エフワーク
代表取締役 畑山 春夫

設立時社員 住所 宮城県仙台市青葉区一番町四丁目 1 番 7 号
氏名 ジェイエイシーエンジニアリング株式会社
代表取締役 能勢 一生

設立時社員 住所 大阪府泉南市りんくう南浜 3 番地 2
氏名 日本振興株式会社
代表取締役 伊達 多聞

設立時社員 住所 宮城県仙台市青葉区八幡一丁目 4 番 16 号
氏名 株式会社パスク
代表取締役 大嶋 武志

